情報通信機器等の特別償却の償却限度額の計算に関	事業年度 又は連結		•	法人名		
する付表(旧措法42の11①、68の15①)	事業年度	•	•	伝八石	(	

特別償却の種類	1	IB 4	211	1 項 1 項
情報通信機器等の区分	2	旧規20条の5の2 第1項( )号	旧規20条の5の2 第1項( )号	旧規20条の5の2 第1項( )号
情報通信機器等の種類等	3			
情報通信機器等の名称 (同一機器を複数取得した場合の取得 台数)		(台)	( 台)	( 台)
設置した工場、事業所等の名称	5			
取 得 等 年 月 日	6	平 • •	平 • •	平・・・
事業の用に供した年月日	7	平 • •	平 • •	平 • •
購 入 先	8			
取 得 価 額 (同一機器を複数取得した場合の一台 ごとの取得価額)		(一台 円)	(一台 円)	(一台 円)
特 別 償 却 率	10	5 0 1 0 0	5 0 1 0 0	<u>50</u> 100
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	P	円	P
償却・準備金方式の区分	12	償却·準備金	償 却 · 準 備 金	償却·準備金
事業の用に供した情報通信 機器等の仕様、性能等 適 判定上参考となる事項	13			
ソフトウエア以外の情報通信 機器等の取得価額の合計額 (ソフトウエア以外の情報 通信機器等の「9」の合計)	1.4	円		
同上のうち資本金の額等が3 要 億円以下の時期に取得したも のに係るもの	15			
件       ソフトウエアの取得価額の合計額         (ソフトウエアの「9」の合計)	16			
等 同上のうち資本金の額等が3 億円以下の時期に取得したも のに係るもの	17			

## 特別償却の付表(五)の記載の仕方

1 この付表(五)は、青色申告法人が平成18年改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)第42条の11第1項《情報通信機器等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)又は連結法人が旧措置法第68条の15第1項《情報通信機器等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、情報通信機器等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「特別償却の種類1」は、旧措置法第42条の11第1項 又は第68条の15第1項のいずれの規定の適用を受けるも のであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- 3 「情報通信機器等の区分2」には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則(以下「旧措置法規則」といいます。)第20条の5の2第1項各号のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当号を記載してください。なお、型式・品番等が同一の情報通信機器等を複数同時に取得等をして事業の用に供した場合には、これらをまとめて一行に記載して差し支えありません。この場合、「情報通信機器等の名称4」の()内には同時に取得等をした台数を、「取得価額9」の本書には取得価額の合計額を、()内には一台又は一基ごと(ソフトウエアについてはソフトウエアごと)の取得価額を記載してください。
- 4 「情報通信機器等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、情報通信機器等の種類、構造又は用途、細目等を記載します。
- 5 「情報通信機器等の名称4」には、情報通信機器等の、 旧措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げる名称を、 例えば「電子計算機」、「デジタル複写機」のように記載します
- 6 「取得価額9」には、情報通信機器等の取得価額を記載します。

ただし、その情報通信機器等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。また、平成18年5月1日前に終了する事業年度(又は連結事業年度)において、圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法により経理しているときは、その繰入額(繰入限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「償却・準備金方式の区分12」は、その情報通信機器 等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代え て特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積 み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。 8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「事業の用に供した情報通信機器等の仕様、性能等 判定上参考となる事項13」には、事業の用に供した資 産の仕様、性能等その資産が情報通信機器等に該当す るものであることを判定する上で参考となる事項をで きるだけ具体的に記載します。
- (2) 「ソフトウエア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額14」及び「ソフトウエアの取得価額の合計額16」には、平成18年3月31日以前に取得等をして事業の用に供した、ソフトウエア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウエアの取得価額の合計額をそれぞれ記載します。

なお、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受ける資産については、情報通信機器等から除かれますので、御注意ください。

- (3) 「ソフトウエア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額14」又は「ソフトウエアの取得価額の合計額16」の金額がそれぞれ次の金額の場合には、当該ソフトウエア以外の情報通信機器等又はソフトウエアについてこの制度の適用はありませんので、御注意ください。イ 「14」の金額
  - (イ) 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」といいます。)が3億円を超える法人(農業協同組合等を除き、連結事業年度にあってはその法人を連結親法人とする連結完全支配関係を有する連結子法人を含みます。)……600万円未満
  - (ロ) 上記(イ)の法人以外の法人……140万円未満 <sup>2</sup> 「16」の金額
  - (イ) 上記イ(イ)に該当する法人……600万円未満
  - (ロ) 上記イ(ロ)に該当する法人…… 70万円未満
- (4) 事業年度の中途において資本金の額等の増減があり、上記(3)イの(イ)の法人又は(ロ)の法人のいずれにも該当していた法人については、「同上のうち資本金の額等が3億円以下の時期に取得したものに係るもの15又は17」に当該(ロ)の法人であった時期に取得し事業の用に供したものの合計額を記載した上で、上記(3)にかかわらず、次の場合には、それぞれ次によることができます。
  - イ 「ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額14」の金額が600万円未満であっても、「同上のうち資本金の額等が3億円以下の時期に取得したものに係るもの15」の金額が140万円以上である場合には、「15」の金額の基礎となったものが対象となります。
  - ロ 「ソフトウェアの取得価額の合計額16」の金額が600万円未満であっても、「同上のうち資本金の額等が3億円以下の時期に取得したものに係るもの17」の金額が70万円以上である場合には、「17」の金額の基礎となったものが対象となります。